

も妙を得ていたといふ、明治三十八年歿した(傳記書家の部に出づ)

第十編 衛生

第一章 醫術と蘭學

第一節 蘭學者の養成

古賀穀堂の学政
管見

藩政時代の文学、武術の淵藪であつた佐賀は、衛生医術の方面に於ても亦他藩に率先したる観がある、古賀穀堂が佐賀藩学の教授となるや、文化四年十一月鍋島齊直(第九代藩主)に学政管見書を上つたが、其中に

肥筑両藩は長崎に、万国の抑へをなせば蘭學なくてはならず異国の様子は大概なりとも相知りゐたし、他人より外国の事を尋ねられ、一人も知れる者なきは欠点なり、長崎も近ければ誰ぞ伎倆の者を選びて、稽古に遣はさるべし

と建言し、藩主齊直をして世界的知識の通路を開かしめんとしたが、時未だ到らずして此卓論も有邪無邪の裡にありたるを、第十代の藩主鍋島直正に至りて、初めてその実現を見るに至つたのである。

鍋島直正(閑叟公)は穀堂が父齊直時代に進言した学政管見の意を採用せしものか、天保五年(紀元二四九四年)七月十六日医学校を松原町八幡小路に起したが、時機未だ到らずしてか、遂に之を中絶した、その後、時運漸く伸展

直正医学校を起す

して蘭學の要求と、西洋醫術の浸潤を来したれば、嘉永四年（紀元二五）三月医学校を前記八幡小路の元医学校跡に建て、大石良英（直正の侍醫）をして此処に於て医学を授けしめ、またその長屋を蘭學寮とし、教導に大庭雪齋、指南役に澁谷良次、掛合に永松玄洋、宮田魯齋等を任命した。

従来佐賀は内尊外卑の風ありて、蘭學を以て善學と成り、之を學ばんとするもの極めて少なかつたが、世運の大勢と長崎の防備とは藩の軍備に一大改革を促進し蘭書翻譯局をも蘭學寮に設けられ、鐵砲術專修者をも學寮に寄宿勉學せしむることとなり、現在の學寮では狹隘不便なので、學寮は安政元年に至り中折なかぢりに引移さるゝこととなつた、而して医学校も漸次發展し後年好生館の名を附せらるゝに至つた。

第二節 日本最初の種痘

恐るべき天然痘

天然痘の恐るべく、忌むべき疫病なることは古来、人の知るところであるが、天保の末年から弘化にかけて、此病大に流行し為に生命を失ふ者その数を知らぬ程で、幸に九死に一生を得て治癒した者も、痘痕その顔面、身軀を蔽ひて頗ぶる醜き病痕を残すなど、世人の之を忌み恐るゝこと甚だしく、その流行時に当ては各戸門口に鬼面を描き、或は「清正」の文字を書いて貼るなど其侵入を防ぐ迷信なども盛に行はれ、人心は恟々たる有様であつた。

檜林宗健と種痘

時に佐賀藩士にして長崎に医術を開業せる檜林宗健といふ人が、同地の蘭人より聞くところに依れば、英国ではゼンナと云ふ医が、我が寛政八年（紀元二四）に牛痘を人に植へて、痘瘡を免疫するの法を發明し、

蘭學と兵器の大
改革及び西洋医
術

宗健先づ其子に
種痘を施す

直正其子に種痘
す

種痘日本全国に
拡まる

今はその法諸国に行はれ、支那香港でも斯の術を行ひつゝあり。

という事で、楡林は之を直正(閑叟)の侍医大石良英に告げて、良英より直正に報告した、直正大に喜び、直に其種痘を長崎の蘭人に委託して、香港より輸入せしめた。

蘭医モーニツケは、嘉永元年(紀元二五〇八年)長崎に痘苗を輸入し、前記楡林宗健にその術を伝へたれどその痘苗は炎暑の地を通過し来れる為か、腐敗して善感しなかつたので、さらに良種を求め翌年の夏、モーニツケは新に牛痘苗を携帯し来れるより、宗健は善感発疹の実績を見るべく、まづ其子永叔(十一歳)に試みたるに最も善く感じたので、其旨佐賀に報じたれば直正は侍医大石良英を長崎に遣り、良英は永叔を携へ帰り、七月之を本丸の奥に入れ醸膿の最良期を待て、其痘種を嫡子淳一郎(後の直大侯)に施し、次で庶弟皆次郎に植えたが皆な善感したので、此の痘種を「モーニツケ種」と称へ、漸次宗室(宗親)、國老、其他御側役等の子弟にも植へられた、初め種痘を魔法として危みるたる人々も、後には大に喜び安心して之を為すに至り、佐賀藩民には令を用いずして普及するに至つた。

直正は更に江戸邸にある長女(或は妹)貢姫(十一歳)にもこれを植えしむべく、嘉永二年九月、江戸参府の際、島田嶺南(後に好生館教導方助手)に痘種を携へしめて同行し、江戸邸の侍医伊東玄朴をして先づ其女に植えしめ、十一月更に其種を採て玄朴は貢姫に種痘を施した、此席に立会ひしは侍医水町昌庵、佐野儒仙、牧春堂、大石良英の四人にして、種痘は十二箇を植えたが皆な善感して天然痘の厄を免かれた、爾後日本国内に大に種痘は広まつたが、是れ全く佐賀藩主直正の英断種痘に始まると云ふ。

第二章 好生館

第一節 醫學校と病院

八幡小路の医学校

藩主直正は夙に洋風医術の精巧なるに感じ、藩内の医術を其風に改めんと思ひ、一面には従来の漢法医の開業を禁止し、一面には伊東玄朴、大石良英の如き蘭法医を待医としてひたすら只管医術の改革に心を用いた、而して安政五年には松原町八幡小路に医学校を創立し、同年九月には御側医は素より、町医、郷医に至るまで、蘭法医学の修業を命ぜられた、また同年医学校にも改正を加へたが其職員は左の通りである。

教導方教頭 大庭雪齋

教導方 大石良英

教導方助手 島田南嶺

教導方助手 牧 春堂

教導方助手 城島淡堂

教導方助手 島田南嶺

教導方助手 林 梅覆

教導方助手 林 梅覆

(大庭雪齋、大石良英はシーポルトの門人である)

同年十一月引痘方を置き、教導方之に当る。

而して医術研究のため、其の所属病院の設立を認め、安政五年十二月医学校を八幡小路より、片田江の深堀官兵衛屋敷跡に移し、附属病院をも新築して寮名を「好生館」と改め、直正より賜はりたる「好生館」てふ扁額を掲げ、愈々教道の振興を見るに至つた、当時の医則を掲げば左の如きものがある。

好生館醫則

医之為_レ道所以治_二疾患_一而保_二健康_一者也、苟欲_レ学_二斯道_一者、必当下_二明_二七科_一而從事

於治術^上也

第一 格物窮理 第二 人身窮理 第三 解剖学 第四 病理学

第五 分拆学 第六 薬性学 第七 治療学

右為二学之序一須レ覆ニ知之

館内差等定

一、開業 格物究理 人身究理 解剖学 病理学 分拆学

薬性学 治療学

右七科相濟候人、開業免札被ニ相渡一候事

一、第一等 格物究理 人身究理 解剖学

一、第二等 格物究理 人身究理 解剖学

一、第三等 格物究理 人身究理

尙ほ文久元年(紀元二五)八月、漢法医術を廢して西洋医術に改むべく、請役所より左の通り達示があつた。

城下は二里以内ならば向ふ二ヶ年以内、其外は向ふ四ヶ年以内に相改むべき事。

それより文久二年以降、毎年好生館職員の異動行はれ以て明治元年に至つた。

第二節 好生館の弛張

明治元年十一月藩は医師の法服を定めて、束髮^{そくはつかみし}袴となした、翌二年四月医局を設け、同年十二月左の地方に医学会議所を建て、斯道の振興を計つた。

各地に医学会議所を建つ

好生館の廢立

外医を雇聘

池田專助院長心得となる、好生館を佐賀郡立となした

再び県立病院好生館となつた

久保田 与賀 川副 白石 神崎 川久保
須古 多久 武雄 皿山 諫早

既にして明治三年十二月に至り、好生館廢止（医局は従前通り）となつたが、間もなく同四年六月再び好生館再興、並に拡張せられ、前記各地の医学会議所が廢せられた、同年七月廢藩置縣となりて佐賀県を置かれ、其年十月万部島の向陽軒壯人屋敷に病院増築され、明治五年三月県立好生館病院開院され、同時に独逸人ヨングハンス、雇教師として来任した。

明治十年一月長崎県に屬し、公立佐賀病院となる、同十二年沢野種親、池田專助一等医を命ぜられ、沢野は後柄崎支病院（武雄）に赴き、池田は甬まりて好生館院長心得となつた、池田は明治四年より館の為に盡力し、同十二年院長となり、二十九年十二月に至つたが、その十二年に政治の変遷により、好生館を長崎病院の支院となさんと議あるや、断然之を排して寧ろ郡立たるに若かずとなし、遂に佐賀郡立病院となした。

当時（明治十年）佐賀医学校の生徒は本科生五十九名、予科生百二十九名あり、その維持費にも苦辛していたが、十四年七月佐賀病院と医学校に地方税より金二千円を補助する事となつた、斯くて明治十六年五月に至り、長崎県より分離して之で佐賀県を設立せられ、而して経営困難の裡に、明治二十一年相謀りて、医裡学校を廢して病院のみを継続し、明治二十九年十二月に至り、再び県立病院好生館となつた、其の間素より一盛一衰は免かれぬ所であつたが、漸次事業を拡張し、一方には左の洋医を教師に招聘する等、頗ぶる医術の為に貢獻するところがあつた。

ヨングハンス 独逸人、明治五年三月招聘、勤続一ヶ年

歴代好生館長

スロイン 米国人、同年五月招聘、勤続二ケ年
シモンズ 独逸人、明治十年招聘、勤続一ケ年
デーネッツ 独逸人、明治十二年八月招聘、勤続七ケ年、因みにデーネッツの月俸は紙幣五百円であつたといふ。

明治五年三月県立病院となるや、第一次の院長を松隈元南とし、永松東海等之を輔け、次に江口保定、山口錬治の兩人、院長心得となり、次に池田専助等であるが、明治二十九年佐賀県立病院好生館と呼ぶに至るの歴代館長を挙げれば左の通りである。

第一代 渋谷 周平 第二代 青木 周藏 第三代 大黒安三郎
第四代 白井 鉄次 第五代 志村 宗平

第三節 好生館の學風

明治十一年春より同十四年秋まで、佐賀好生館の医学所に学び後、十九年まで同所に教鞭を執りたる橋村謙吾なる人の、好生館に関する談話は能く当時の學風を言頭はし、面き節あるを以て佐賀県教育五十年史より借用して左に抄録することとする。

明治十六年(？)医学所は、県より三千五百円を支給せられ、甲種医学校となつた、甲種とは乙種に対する謂ひにして、当該学校には学士三名以上を雇聘するの義務を負はされ、その代りに卒業生は無試験にて開業免状を下附せらるゝ特権を有するのである。

好生館甲種医学
校となる

此の条件に適合せしむるため、池田陽一、川原汎の二学士を雇入れ西洋人デーニツヲを加へて三名で授業を開始したのである、シカモ此制度は僅か一ヶ年ばかり継続じて、池田は福岡病院に、川原は名古屋病院に転任し、甲種医学校は再び医学所となつて了つた。

明治十八年に医学士堀田篤藏、医学校主任として来任、この時代は稍々医学振興の観があつたスルト明治二十一年には県費の補助も廢せられたので、池田専助等の有志相謀りて、共同経営の策を講じ、私立としての医学所は之を廢止し、只病院のみを継続して明治二十九年に至つたが、同年県立となりて県立病院好生館と改称したのである。

私どもの学んだ時の学問は、今日の自学とも称すべきで、弘道館の学風その儘であつた、即ち一團の学生が教室に集り、規定の書籍を会読し輪審に講義して討論する、先生は上席にありて之を聴聞しているが、論議の略ほ尽きたる頃、徐ろに理義を正して説明するを常とした、ソコで書生は熱心に教科書について、予習を為したものである。

医学所の教授は右の如く会読法に依たものであるが、物理化学は器械の備付けが不完全であつた為め、時々本県師範学校から、借受けるか、または先生に引卒されて先方に行き見学したものであつた、解剖に就ては佐賀または三池集治監の死刑囚の受取人なきを、もらい受けて実地に解剖したのである、尙ほ当時の教科書は左の通りであつた。

万有学科（後、物理學科と改む）

瀛海觀瀾広義

物理全志

物理学（飲盛挺造著）

化学訓蒙

新式化学

好生館の学風は
会談法

医学校は明治二
十一年廢止

無機化学（丹波敬三、柴田承桂共譯）

有機化学（柴田、丹波共譯）

病理各論（柴田、丹波共譯）

外科

外科総論（足立寛著）

外科各論（佐藤進著）

薬物学

目下福岡、長崎、熊本等に医科大学あり、久留米に医学校あり、往昔世間に範を垂れてゐた我が佐賀には、今や折角あつた医学校さへ廢校して、此等地方に行て学ばねばならぬとは痛恨事と謂ふべきではなからうか、顧みて先人に恥るところはなきや

第三章 衛生施設

第一節 公衆衛生

衛生組合設置

本市は明治二十二年市制実施と同時に公衆衛生に一層留意し、最初は町内の十戸組長に於て、衛生上、諸般の斡旋を為し來つたが、明治三十年四月伝染病予防法發布せられ、地方長官は衛生組合を設け、清潔方法、消毒方法、其他伝染病の予防救治に關し、規約を定めて之を履行せしむるに至り、明治三十一年五月清潔法を施行し、三十六年県令衛生組合格則が公布せられて、始めて本市各町内に衛生組合を設置する事となつた。衛生組合は、春秋の二期に適當の時期を選び、約一ヶ月に亘り市内各戸の大清潔法を施行する、但し豫め各町区の検査期日を定め、左の趣旨の施行方法及び注意書を市民に告知することになつてゐる。

春秋二期の清潔法

衛生施設

清潔方法は伝染病予防法に基き行ふものにして、左記事項を徹底的に行ひ、清潔方法実施の眞の目的を達成し、時局がら衛生の完璧を期する様、御協力あらんことを希望す

実 施 事 項

- 一、家屋内の戸、障子、畳、その他の建具類等は必ず取り外し、充分に採光換氣を計り、特に床下等の掃除は徹底的に實行して下さい。
- 二、畳、衣類、寝具、其他外部に出さるるものは日光に曝らし、充分に乾燥させて下さい。
- 三、井戸、流し場、下水溝、汚水溜等の如き、不潔の箇所は能く液らへたる後、消毒薬を撒布して下さい。但し井戸の消毒は、一應晒粉を水に溶解したる後、水量の五百分の一を投入し、十二時間放置して後、汲出して下さい。
- 四、便所は能く掃除したる後、消毒薬を尿粪池に注入し、蛆虫を殺し、蠅の發生を防止して下さい。
- 五、塵芥箱には必ず蓋を設け、もし箱の破損して居るものは此の際修繕して下さい。
- 六、家屋外の雑草等は之を採取し、尚ほ下水溝の排水が悪いのは近隣とよく協調して、汚水の停滞せぬ様にして下さい。
- 七、蚊の棲み場所たる藪類の手入れを爲し、尚ほ「ボウフリ」の發生するやうな汚水溜り及び溝等には消毒薬を撒布して下さい。
- 八、消毒薬は各町區衛生組合長へ配布して居りますので、御受取り下さい。
尚ほ防火用水槽の水は、「ボウフリ」の發生せぬ様に、時々汲みかへて下さい。

清 潔 法 施 行 日 割

此の日割は施行の月日、區域町區名を記し、右の實施事項注意書と共に衛生組合長に配付し、市民に閱覽せしむるものである。

また常に掃除夫をして、市内を廻りて各戸の塵芥箱より塵芥を蒐收し、一定の場所に運搬棄却せしめてい

たが、昭和十三年東田代町の郊外に塵芥焼却爐を設置し、現在は該爐に於て悉く之を却焼して居る。

第二節 塵芥焼却爐設置

佐賀市は従来塵芥の捨て場に乏しく、己むなく土地埋立等に之を用ゆるなどして、非衛生も甚だしく、市民の困惑を來たすことも尠からず、是に於て塵芥焼却爐を設置すべく当市年来の懸案であつたが、昭和十一年三月の予算市会に金三万三千円を以てし之を建設すべく、市当局の原案が提出された。

然るに市會議員の間延期説を出すものありて^{はかた}擧げし行かず、其後市会では焼却爐調査委員を設けて約半歳に亘る調査研究の結果、当初の計畫規模を縮小して、所要経費二万四千四百余円を減額して漸く設置を決議することとなつた、然るに敷地問題でマタもや一難関に逢着し、容易に工事着手の運びに至らず、既にして東田代町地内に敷地決定して昭和十三年八月之を建設することとなつた、爐は岩本式にして四火床、八爐にして同年^(昭和十三年)九月十七日火入式を挙行し爾後引続き継続している。

昭和十四年の燒却量
而して昭和十四年中における燒却量を記すれば、塵芥集蒐戸數九千六十二戸、搬出の延人夫一万四千四百三十八人、運搬延車輛同數、塵芥重量五百七十九万二百卅に達している、因に塵芥焼却爐新設に伴ひ、市衛生聯合会では衛生的で取扱ひに便なる塵芥箱を作製し、製作価額の半額を補助して、希望者に頒ち備へ付けを奨励したる結果、その申込み千戸以上に達したと云ふ。

第三節 河川 浚 渫

藩政時代からの
川浚へ

河川の浚渫、これ亦本市においては衛生上、必要施設である、市内を貫流する多布施川、松原川の幹支線の河川、市内に上水道敷設前は取締り厳重で、其の流域で物を洗つても法に触るゝ程であつた、その保護施設は勿論で、当時は市民の飲料水として用いられていたのであつた、サレバ毎年藩政時代でも陰曆二月中旬より三月上旬にかけ、多布施川上流の石樋いしひびの堰止めを為し、市内の大小河川、溝渠の大浚渫を励行していた、佐賀では之を「川干かはひ」といつて、この浚渫は今尚ほ毎年の行事として行はれているのである。

此の川干は前記の如く、藩政時代からの仕来りしきたであるが、現今は其時代よりも漸次に川幅が狭くなり居れる箇所や、土砂の一層堆き箇所も出来て、此等は畢竟浚渫に徹底を欠ぐ嫌ひありとし、その期日を三月上旬より四月中旬までと定め、期間に多少の延長を為して施行しているが、施行に当ては左の意味の通牒を市民に向て、市役所より豫め發するのである。

河川 浚 渫 と 注 意

河川の浚渫は保健衛生上は勿論、傳染病豫防の見地からするも、且又警防上からするも市街の美観点からするも、洵に必要であります、特に左記項目を嚴守して其實効を擧ぐる標に御協力を願ひます。

実 行 項 目

一、河川の浚渫は各人勝手にせず、前以て町區内申合せを爲して協同作業とし、川底一定する様にして下さい、尙ほ

岸崩みなどの破損した所は、能く修理して下さい。

二、浚渫は徹底的に實行し、河筋が空家、空屋敷、または通路側等に當り直接責任者なき箇所も町區の共有物の意味をもつて、是非協同事業として充分浚渫して下さい。

三、浚渫した泥土は川岸に置かず、適當の場所に搬出して下さい。其儘に放置すれば直ぐさま川に流れ込み折角の浚渫も無意義となります。

四、不潔なる河筋ありしも、近年御協力の結果、稍々改善せられつゝありますので、今後一層相互に公德心を守り常に河川を愛護し、終始浚渫當時の、清潔を保つように心掛けて下さい。

五、各町區に於て、適當の日を選び各町區關係河川の清掃を行ひ、悪疫豫防並に河川の美化に努むると共に、爾今河川に塵芥汚物、其他不潔物を一切投棄せざる様注意して下さい。

而して石井樋の堰止め、堰開けの状況を示せば

石井樋 堰 止 め

第一回	三月 二日	午後 六時
第二回	三月 十二日	午後 六時
第三回	三月二十二日	午後 六時
第四回	四月 一日	午後 六時
第五回	四月 十二日	午後 六時

石井樋 堰 開 け

	三月 十一日	午後 六時
	三月 二十一日	午後 六時
	三月 三十一日	午後 六時
	四月 十日	午後 六時
	四月 二十一日	午後 六時

這は其回数と堰止め、堰開けの状況を示せるもので、必ずしも毎年三月二日よりご定まつたものにあらず、要は前記の如く、三月上旬より四月中旬の間、適當の時期を選で行はるゝのである。

因に市の衛生組合聯合会でも、右浚渫に協力し、昭和五年以来河川愛護デーを設けて浚渫を勵行し、昭和七年には佐賀警察署の諒解の下に、河川取締の制札を各町區の河川に立て、市民の注意を喚起している。

種痘の事に就ては本編第一章に記せる如く、牛痘を人に植へて免疫せしむるの法、西洋医術に依り發明せられたるを、佐賀藩主鍋島直正(閑叟)の英断に依り佐賀藩民に施行せられてより、初めは種痘を妖術として危惧したるものも、後には之に信頼するに至り、遂に此の法は全国に伝播普及して其の病苦を免かるゝに至り、其後競ふて之れを施行する事となつた、大正十年以後の種痘人員を示せば左の如くである。

年	第一期			第二期		
	善感	不善感	計	善感	不善感	計
大正一〇年	六二六	一一	六三七	五五四	六	五六〇
同 一一年	七二五	五	七三〇	五六九	六	五七五
同 一二年	八一〇	三	八一三	八〇三	一八	八二一
同 一三年	九八〇	二	九八二	八五二	二三	八七五
同 一四年	九四六	三	三四九	七三九	三〇	七六九
昭和元年	九四九	三	三五二	七四一	三〇	七七一
同 二年	一、〇〇八	一一	一、〇一九	七五〇	二四	七七四

以下昭和六年までは市庁舎火災の為め資料焼失して不明

尚ほ昭和十年以後は種痘表に臨時種痘表が加へられている。

臨時種痘

昭和一〇年	第一期		第二期		臨時種痘
	善感	不善感	善感	不善感	
同 一〇年	七九六	...	九四〇	一、八六八	三、七五七
同 一一年	一、一八二	七	二二〇	一、一九二	...
同 一二年	一、七二二	二二	八〇六	一、七九八	四九、七二一
同 一三年	一、五五四	一六	一三二	七八〇	一一、八〇〇
同 一四年	六六二	三二	七〇	一一〇	...

(昭和十年以下の表は多少不明の点あれど暫らく其儘に掲載し後の調査に俟つ)

第七節 火葬場施設

土葬から火葬に
従来佐賀市は土葬を主としていたるも、人文の錯雜、交通の繁劇により、又人類の増殖すると共に、之に比
例して其死亡率も増加する、一面また墓地の狭隘を感じるなどの關係から近來は殆んど火葬を主とする様
になつた。

會ては佐賀郡巨勢村、本庄村等の火葬場に遺骸を送りて茶毘に附していたが、昭和四年九月經費三万一千
九百六十九円餘を投して、市内大財町の郊外に火葬場を建設して今は専らこれを使用しつゝあり。

同火葬場は寢棺二台、座棺一台、計三台の火葬爐を設け、何れも重油を以て燃料とし、監守一名、助手一名
で茶毘の事務に従事している、その一ケ年間の重油使用量は約九百石であるといふ、今昭和七年以降火葬に

附したる数を記すれば左の如くである。

年	座 棺		寢 棺		合計	市外人以上の内	無料
	大人	小供	大人	小供			
昭和七年	三六三	八六	三四四	六五	八五八	二〇六	二九
同 八年	三一六	一〇九	四一六	九〇	九三一	二〇三	三四
同 九年	二七二	一〇〇	四六三	八〇	九一五	一一一	二一
同 一〇年	四八二	一一九	二六八	六七	九三六	二一九	二九
同 一一年	六一七	九九	二七四	一九四	一、一八四	二八五	三〇
同 一二年	六一四	一一一	一九六	一〇七	一、〇三八	三〇九	二四
同 一三年	六八五	一二九	一九七	一〇九	一、二二〇	三〇六	五二
同 一四年	六七七	一三三	一八八	八一	一、〇七九	三七六	六一

第八節 尿 尿 處 分

市内の尿尿処分に就ては昔は農家と、町内の各戸とが、其の家族の人数などを考慮し、一年中の汲取契約を為し、代償を定めて大体十二月に、農家より糶もちこめを以て之が支拂ひを為すことが慣例となり、農家は其宅の尿尿を汲取りに来ていたものであつたが、近來農家は此の労務を嫌ひ此の仕来りしきたりを厭ふので、市民側では汲取賃を支拂ふようになつた、これに癖附けられた農家は遂に汲取賃を支拂はざれば汲取に応せざる事になつた。

問題が不潔極まる問題だけに、市民側でも困り抜き差当り支障を来すものは、詮方なく農家のいふが儘に賃金を支払ひ、之が処置を頼むの外はなかつた、其内には農家と何とか折合ひを附けた所もあつたろうが、矢張り汲取賃金は支払はねばならなかつた。

然るに其の頃市管尿尿汲取りの計画せらるゝありて、佐賀郡本庄村字袋、同巨勢村字高尾、市内神野町三溝の三ヶ所に約五尺に十八尺、深さ五尺の一大便壺を設け、市内の各家庭に就き尿尿汲取を契約し、昭和十三年七月より搬出人夫九人、リヤーカー九台（一台に数個積み）の便桶を載せ、以て常に契約せる家庭の尿尿を、右三ヶ所の便壺に搬出し、附近の農家に使用せしめることにした、昭和十三年は事業開始の年でもあつたが、契約戸数一千二百余戸、汲取数三百十一キロリットルで、其の汲取手数料（桶一杯十五銭）金千五百九十五円八十五銭で、尙ほ此の事業は継続して現在に至つてゐる。

第四章 市衛生費

明治二十二年市制実施以来、独り衛生費のみならず凡ての市費は、時勢の進運に伴ひ年々膨脹を来し居ることとなるが、殊に河川衛生、一般衛生に留意するの結果、市制実施当時、僅か二百二十一円に過ぎなかつたものが、今日では殆ど百三十四倍以上に達して居る有様で、衛生記事の因みを以て、左に其の金額を記そう、但し大正八年以後昭和六年までは市庁舎火災の為め書類焼失、または散乱して不明である。

年次	金額	年次	金額	年次	金額
明治二年	二二一 ^円	同三年	四六二 ^円	同四年	三六六 ^円

同 二五年	三八四	同 二六年	四二二	同 二七年	三五八
同 二八年	二八五	同 二九年	三九〇	同 三〇年	四八八
同 三一年	六二四	同 三二年	四五二	同 三三年	……
同 三四年	二、一六一	同 三五年	三、四三五	同 三六年	二、九七七
同 三七年	二、九五七	同 三八年	二、五一一	同 三九年	二、四〇二
同 四〇年	三、二〇一	同 四一年	二、六六一	同 四二年	七、三〇二
同 四三年	六、一五九	同 四四年	五、二三一	大正 元年	六、五九九
大正 二年	四、六六八	同 三年	三、八五五	同 四年	三、四四二
同 五年	三、五五〇	同 六年	三、一〇〇	同 七年	三、七二六
(大正八年より昭和六年まで不明)					
昭和 七年	一九、六四九	同 八年	一八、三八一	同 九年	一一、五六四
同 一〇年	一四、五六〇	同 一一年	二〇、二六六	同 一二年	三一、二二二
同 一三年	四四、五六五	同 一四年	三、〇六八七		

第五章 衛生組合聯合會

第一節 聯合會の成立

明治三十六年県令衛生組合規則公布されて、本市各町区内に衛生組合が組織されたが、大正年間に入つて全国各都市もと衛生思想の普及を謀り、之が連絡協調機関として又防疫上の自治團體として、全国都市衛生

組合を設立せんとするの議起り、本市でも此の機運に促がされ、又入会の勧誘等もあり、一方に各町区の衛生組合を強化化すべく有志間の計画もあつていたが、大正十年七月第一回全國都市衛生聯合會を、京都に開催する時までには未だ当市の聯合會は設立するに至らず、其出席費用の如きも捻出の途なく、漸く阿部八百八(高木)木塚嘉一郎(元町)の兩衛生組合長が商用を以て、京阪地方へ赴くを機とし、之に出席方を委嘱した位であつた。

然るに大正十四年五月、県令衛生組合規則改正の結果、従来の衛生組合を解散し更に新に各町区に衛生組合を組織し、組合長、同副組合長の選挙を為し、県令の趣旨に則る衛生組合を組織した、此時明年秋には本県に於て陸軍特別大演習が挙行せられ、摂政宮殿下の行啓を仰ぐ千歳一遇の時として、防疫上、衛生組合の任務また重大なれば、急速に市の衛生組合聯合會を組織し、衛生組合を強化化すべく協議纏まり、大正十四年七月二十七日市公會堂に市内の衛生組長及び關係者等の集會を求め、茲に佐賀市衛生組合聯合會を創立する事となつた、そして役員を選挙し左の如く当選した。

会 長	上村春庵	副会長	阿部八百八	常務理事	横尾辰次、木原兵次郎
理 事	須古道俊、成富種照、村山徳太、木塚嘉一郎				

第二節 聯合會の活動

佐賀市衛生組合聯合會の組織成りたれば、それより事業計画を定め、予算を編成し、各町区に負擔金割当

て、翌昭和二年三月には市の補助金五百円を得るに至り、いよゝゝ其の陣容を整へ得て新なる発足を為すことが出来得たのである。

昭和五年三月役員改選を為し其の結果

会長 嘉村彦四郎 副会長 阿部八百八

常務理事以下略す。

当選し、昭和九年十一月の改選に於て。

会長 百崎欽一 副会長 音成源三郎

当選、越て昭和十三年十二月の改選に於て

会長 百崎欽一 副会長 音成源三郎

何れも再選して爾来今日に及んでいるが、其間、市衛生行政の補助機関として悪疫予防を主たる目標とし、衛生思想の普及発達と時運の進展に伴ない、従来の消極的衛生より積極的衛生に進み、其の事業範囲も拡大して、腸窒扶斯、赤痢、疫痢の予防救治、河川の浚渫、石油乳剤の撒布並に、蚊、蠅の駆除、塵芥焼却場の建設助成、塵芥箱の設備補助、寄生虫の検査、並に駆除、赤ちやん会、衛生思想普及、宣伝、衛生週間、健康週間、美化週間等の設定、保健衛生事業の努力者表彰、其他市営火葬場の斡旋運動、伝染病院の改築斡旋、尿尿汲取りの施設等、直接、間接に、衛生聯合会の協力助成せざるはないのである。

聯合会は斯の如くして、市の発展膨脹の蔭に隠れて其の消毒面、非生産面を受持ち、市衛生行政の一翼となり、全く獻身的に黙々として市の淨化、明細化に努力しつゝあるのである、因に昭和九年以降の聯合会の経費を挙げば左の如くである。

昭和 九年

九七七、九〇^円

同 一〇年

一、二二八、五二^円

同 一一年	一、二八一、五四	同 一二年	一、四二五、八七
同 一三年	二、二六四、〇八	同 一四年	二、〇八九、七七

第六章 診 療

第一節 病院と醫師

昔好生館に医学校のあつた当時の事は暫らく置き、最近の大正八年頃には市内に、病院の設立せらるゝも、県立病院好生館(各科)を初め、内科一、内外科二、婦人科三、小児科一、耳鼻咽喉科二、眼科二、及び齒科一の十三病院あり。

その後、昭和元年頃は好生館(各科)を加へ、婦人科三、整形外科一、内科三、外科三、内外科一、小児科一、眼科一の十四病院と七十九名の医師ありて、疾病診療の急に應じてゐたが、それより以降、昭和十年より同十四年までの病院数、及び医師の数を示せば左の通りである、科別は不明である又昭和十三年分は資料なき為め之亦不明である。

	病院	医院	売薬商
昭和一〇年	九	四九	八六
同 一一年	九	四九	八六
同 一二年	二〇	三六	一〇二
同 一三年	：	：	：

同 一四年 一一二 四六 九八

醫師

昭和一〇年	四一 _人	七 _人	六 _人	三 _人	二 _人	三 _人	九〇 _人
同 一一年	五〇	一一	一三	四三	四	四二	一六三
同 一二年	三七	一〇	一三	九	一四	七	一四六
同 一三年	三	一	一	一	一	一	一
同 一四年	三五	一五	一三	五	八	八	三一
							一一五

第二節 藥劑師 其他

醫師の処方箋に依りて藥物の調劑を為す藥劑師、産婦の分娩を幫助し妊婦、褥婦並に胎児生児の看護衛生に注意を與ふる産婆、病者の起居身辺までも看護する看護婦、または鍼灸師マツサージ術師等も衛生上それ〳〵の技能を有するもので、最近に於ける此等の異動狀況は左の如くである、但し昭和十三年は資料なきを以て明かならず。

昭和一〇年	三八 _人	五 _人	八九 _人	四 _人	三 _人	三七 _人
同 一一年	三六	六一	一〇六	一三一	一一五	一一五
同 一二年	二六	五九	二五九	六三	六八	六八

診 療

二八五

同 一三年
同 一四年	三三一	五一	二二〇
			四八
			四二

第十一編 社會事業

第一章 救済と施設

第一節 窮民救済

寄る辺なき病老者等の生活救助に対する救済保護は、社会事業の一として、従前より夙に市役所が行ひ来たつた所にして今昭和十四年中に属する分でも、生活扶助三百九十五件（此人員八百十三人）救助費一千二百〇二円十銭を算しているが、其重なるものを挙げれば、老衰十四、疾病六十三、幼弱四十六、不具二、精神病者四などにして又別に行旅窮民に対する旅費給与二十件（人員二十人）、金額二十二円を加ふれば総計四百十五件（人員八百三十三人）、金額一千二百二十四円十銭に達して居る、此の外尙ほ他市町村の行旅病者をも、同年中に三人を救助して居る。

是より先き、前の世界大戦後、経済界の動搖甚だしく、諸物価は暴騰して生活の脅威を感じるに至り、大正七年八月には県下の炭坑地、其の他にも彼の米騒動など勃発して、之が鎮圧の為め軍隊、警官等の出勤を見たる事もあり、社会の秩序乱れ、生活の安定を害はれんとする状態を呈した事もあつた。